

報道機関各位

市民課戸籍係

タイトル 年度末及び年度始め休日臨時窓口の開設について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	年度末及び年度始め休日臨時窓口の開設
日時	3月29日（日）と4月4日（土）の2日間
場所・住所	市役所本庁 1階窓口（①～⑥番） 市民課、医療介護課、子育て支援課
趣旨・目的（PRしたいこと）	<p>年度末及び年度始めは引っ越しの多い時期であり、住民異動等で窓口が大変混み合います。</p> <p>市民の皆様にも少しでもスムーズに手続きを行っていただくため、年度末の日曜日及び年度始めの土曜日に休日臨時窓口を開設します。</p> <p>窓口では、各種証明書の交付、住民異動に伴う手続きの受付及び処理を行い、平日に来庁できない方への利便性向上を図ります。</p> <p>なお、関係機関及び他市町村が休日のため一部取り扱うことができない業務もありますので、詳細は別添資料を参照願います。</p>
問い合わせ先	部課係名：市民部市民課戸籍係 担当者名：日和 電話：43-6819（内線 2165） FAX：43-6891

添付資料 有 無○ホームページへの掲載 有 無○議会報告 有 無

休日臨時窓口を開設します！

日 時 令和8年3月29日（日）と令和8年4月4日（土）
午前8時30分 ～ 午後5時15分

開設する窓口 市民課、医療介護課、子育て支援課（①～⑥番の窓口）

3月～4月は進学や就職・転居など住民異動の手続きをされる方が多く、窓口が大変混みます。市民の皆様にも少しでもスムーズに手続きを行っていただくため、下記のとおり休日臨時窓口を開設します。

なお、関係機関や他市町村の閉庁により取り扱うことのできない業務については、改めて平日の通常業務時間に手続きをお願いします。

手続きが可能か等ご不明な場合は、来庁前に電話にて確認をお願いします。

■休日臨時窓口での取扱業務は下記のとおりです。

注意：休日の臨時開設のため、取扱業務に制約がありますので、あらかじめご了承ください。

臨時開設窓口	取扱可能な業務
市民課 戸籍係 TEL43-6819 Fax43-6891	(証明書発行業務) <ul style="list-style-type: none">・住民票の写しなどの住民基本台帳法に係る証明書・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）など戸籍法に係る証明書・印鑑登録証明書・その他行政証明 (届出・申請等業務) <ul style="list-style-type: none">・転入、転出、転居などの住民異動業務・印鑑登録、廃止、再登録業務・中長期在留者及び特別永住者業務の一部・臨時運行許可業務・公的個人認証（電子証明書の更新等）業務（午前9時から午後5時までの間） (マイナンバーカード申請・交付業務) <ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード申請及び交付業務（午前9時から午後5時までの間）
医療介護課 国保年金係 TEL43-6813 Fax43-6892 医療係 TEL43-6820 Fax43-6892	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険資格に係る異動業務・国民健康保険資格確認書の再発行業務・国民年金業務 <ul style="list-style-type: none">・福祉医療費受給資格に係る異動業務・福祉医療費受給者証の再発行業務

介護保険係 TEL43-6947 FAX43-7138	・介護保険資格に係る異動業務 ・介護保険被保険者証等の再発行業務
子育て支援課 TEL43-6808 FAX43-7138	・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の申請受付業務

■ 臨時窓口で取り扱うことができない主な業務

- ・戸籍届出（従前どおり日直による預かりとなります。）
- ・他市町村等に確認しないと行えない住民異動届（海外からの転入や続柄の確認が必要な転入など）
- ・広域交付業務（住民票・戸籍）
- ・マイナンバーカードによる転入（転出元の市区町村から転出情報が送られてきていない場合のみ）
- ・し尿処理券に関する業務
- ・就学に伴う校区外申請（住民異動手続きは可能ですが、後日、教育委員会への来庁をお願いします。）
- ・出入国在留管理庁に確認が必要な場合の中長期在留者事務及び特別永住者事務
- ・医療費等の各種支給申請業務
- ・年金機構に確認が必要な国民年金業務
- ・後期高齢者医療制度に関する業務

■ 来庁不要な手続等

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、近くのコンビニで住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写し、所得・課税（非課税）証明書が取得できます。

☆利用できる時間

午前6時30分～午後11時（メンテナンス時を除く）

※ただし、戸籍全部（個人）事項証明書及び戸籍の附票の写しは、
平日 午前8時30分～午後6時

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから転出届をオンラインで提出できるようになりました。
※ただし、届出内容に不備がある場合等、来庁が必要となる場合があります。